



後期高齢者医療制度 ▶ 町民課

後期高齢者医療制度とは、高齢者世代と現役世代の医療費負担を明確にし、公平でわかりやすい制度にすることを目的としてつくられた医療保険制度です。

●被保険者

●75歳以上の方
●65～74歳の方で一定の障害にある方 ※本人の申請により、広域連合の認定を受けた方

上記に該当する方は、それまでに加入していた公的医療保険から脱退し、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

●資格取得日

埼玉県内の方	→	75歳の誕生日当日から
埼玉県外の方	→	転入した日から
65～74歳の方で一定の障害にある方	→	申請し、認定を受けた日から

●自己負担割合

一般の方	→	1割
現役並み所得者の方	→	3割

●保険料

埼玉県内では同一の基準（所得割額+均等割額）により保険料額が算定されます。所得割額は、個人の所得から計算しますので、保険料は一人ひとり異なります。

●保険料の納め方

年額18万円以上の年金を受け取っている方は、原則年金天引きの特別徴収となります。それ以外の方は、納付書にてお納めいただく普通徴収となります。

世帯主課税であった国民健康保険と異なり、後期高齢者医療制度は個人ごとに保険料を納付していただくこととなります。

年額18万円以上の年金の方	→	特別徴収（年金天引き）
それ以外の方	→	普通徴収（納付書払い）

●給付について

高額療養費、補装具の料金補助、限度額適用・標準負担額減額認定証等があります。また、被保険者さまが亡くなられた時は葬祭費の一部（5万円）を支給いたします。

介護保険制度 ▶ 健康福祉課

介護保険は、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度です。40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護が必要となったときには、費用の一部を負担することで介護サービスを利用することができます。

●被保険者と保険料

被保険者の種別とそれぞれの保険料等は次のようになっています。

被保険者	サービス利用対象者	保険料	納め方	
第1号被保険者	65歳以上	介護や支援が必要と認定された場合	所得に応じた段階別の保険料	特別徴収（年金から天引き）または普通徴収（納付書・口座振替）
第2号被保険者	40歳以上 65歳未満	介護保険で対象となる病気が原因で介護や支援が必要と認定された場合	加入している医療保険により異なる	医療保険の保険料で医療分、後期高齢者支援分と介護分を合わせて納付

●介護サービスの利用手順

- ①申請 本人または家族等が健康福祉課に申請してください。
- ②調査 調査員がご自宅に訪問し、介護を必要とする方の心身の状態などを調査します。また、町の依頼により、主治医に意見書を作成してもらいます。
- ③審査・認定 介護認定審査会で「要介護度」（介護が必要な度合い）を審査判定し、その結果を被保険者証に記入して本人に通知します。
- ④ケアマネジャー（介護支援専門員） 要介護と認定された方は居宅介護支援事業者に、要支援と認定された方は地域包括支援センターに連絡して担当のケアマネジャーを決めていただきます。
- ⑤ケアプラン（介護サービス計画）作成 本人や家族の意見などを踏まえ、ケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。
- ⑥介護サービス開始 ケアプランに基づいた介護サービスを受けられます。利用者には受けた介護サービス費用の1割または2割を負担していただきます。

●介護予防・日常生活支援総合事業

要支援1・2と認定された方や基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」や65歳以上の高齢者が利用できる「一般介護予防事業」があります。

※詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。